

〔論文〕

EU加盟10年を迎えたポーランドのローマ・カトリック教会

——一連の「見直し」論議に焦点を当てて——

家 本 博 一

名古屋学院大学経済学部

要 旨

本稿は、欧州連合EUへの正式加盟10周年を迎えたポーランドにおけるローマ・カトリック教会の歴史的な役割とその意義に関する再検討の論議に注目した上で、高位聖職者を対象とした社会主義時代における政権党との関係の見直し論議に焦点を当てたものである。本稿では、とくにポーランドでのカトリック教会行政職として最高位に位置する2人の事例を取り上げて、そうした見直し論議が教会の現在と過去についてどのように「接近」し、分析しているのかについてその論議の概要をまとめた上で、その論議がカトリック教会の教義、活動、位階制などにどのような影響を及ぼしているのかを明らかにしている。その際、本稿では、ポーランドにおける「2つのカトリック教会」の統合問題について論及しながら、教皇ヨハネ・パウロ2世の治世とその影響がどのような帰結をもたらしているのかについても分析を加えている。

キーワード：ポーランド、EU加盟、ローマ・カトリック教会、教皇ヨハネ・パウロ2世、高位聖職者

The Polish Catholic Church in the 10th Anniversary of EU Accession

Hiroichi IEMOTO

Faculty of Economics
Nagoya Gakuin University

序に代えて——EU加盟10年とヨハネ・パウロ2世の聖人叙階を迎えて——

ポーランドでは、ローマ・カトリック教会の高位聖職者から一般信徒に至るまで、EU加盟10周年（2014年5月1日）と故教皇ヨハネ・パウロ2世の聖人叙階（2014年4月27日）という節目の年を迎えるに当たって、①司牧・宣教活動、政教関係、宗教教育など教会活動のあり方の問題、②脳死及びその判定、臓器移植、遺伝子操作、中絶・墮胎など生命倫理の問題、③同性婚、離婚、家庭内暴力など家族・家庭の問題、さらには、④社会主義時代から体制転換期にかけての時代認識とその評価に関するカトリック教会の見解・立場という問題について、これらを改めて見直した上で新たなアプローチを模索しようとの動きが表面化している。こうした動きは、EU加盟の実現によって体制転換が「完了」したと考えられ、多国籍産業（製造業・商業）資本とグローバル金融（銀行・証券）資本を両輪とする現代資本主義体制がポーランドに構築されつつあるという全く新たな制度的な枠組みの下で、政治、軍事、経済、社会、文化・歴史、倫理・道徳など各側面のあり方を再検討し、新たな方向性を見出そうとの動きに対応したものであった。したがって、こうした動きの中で、資本主義への体制転換を肯定的に捉え、これを推し進めてきた歴代の政権及び政権党、旧「連帯」系組織、ローマ・カトリック教会、学術研究者や各種専門家といった主要なプレーヤーたちの基本姿勢や基本構想までもが見直し論議の対象となり、時にこれらを厳しく批判する論議が現れ、カトリック教会とその教義・教説をも批判論議の対象に含めるようになったとしても、これら自体は何ら不可思議なこととは言えないと考えられている。

ところで、こうした動きがカトリック教会とその教義・教説をも批判論議の対象に含めるようになった直接の理由は、EU加盟への積極的な支持を幾度も表明し、また、そうした発言を繰り返していた2人の高位聖職者がいずれも社会主義時代に内務省安全局SB（Służba Bezpieczeństwa Ministerstwa Spraw Wewnętrznych）の協力者であった、という事実を明らかにした国家記憶院IPNの調査結果が相次いで公表されたからであった。内務省安全局SBの協力者であったことを示す文書記録が多数発見されたとの調査結果の公表は、高位聖職者にとっても、一般信徒にとっても、社会主義時代における政権党とカトリック教会との「浅からぬ関係」（ブロニスワフ・ゲレメク旧「連帯」顧問・元外相、2008年死去）を改めて思い起こさせる結果となった。また、こうした状況は、歴代の政権党やカトリック教会首脳らが「浅からぬ関係」をこれまで一度も真正面から取り上げてこなかったばかりか、検証することもなく、つまり、体制転換の所与条件の1つとして「黙認」したまま体制転換過程を推し進めてきた、という現実を深く認識させる結果ともなった。加えて、こうした動きは、EU加盟という新たな時代を迎えたポーランドの国民各層にとって、体制転換期とEU加盟時代との連続性と非連続性を明確に理解した上でEU加盟時代の意義と性格を改めて確認するために、体制転換期におけるカトリック教会のあり方を国民的な議論の俎上に乗せることが非常に重要である、という点を広く認識させる契機ともなった。

さらに、こうした動きを受けて、カトリック教会の内部においても、つまり、①教義・教説の継続性を重視し、これに基づいて宣教活動を展開してきた聖職者や信徒の間においても、また、②教義・教説について時代状況に応じて刷新を求める聖職者や信徒の間においても、福音宣教と

司牧活動，社会倫理と宗教教育，（1918年再独立以降の）現代史教育と歴史認識，というEU加盟時代のカトリック教会にとって最も重要な3つの課題を前にして，体制転換過程での教義・教説についての国民的な論議をこれまで回避し続けてきたことへの不満が一挙に噴出する結果となった。なぜなら，体制転換過程では，ポーランド人教皇ヨハネ・パウロ2世（教皇在位：1978年10月16日～2005年4月2日帰天）の「存在」と「発言」を体制転換期での社会と国民の統合の核心として繰り返し活用することによって教義・教説についての国民的な論議を敢えて回避してきたからであった。実際に，EU加盟の問題に関しても，これがポーランドの国民各層にとって「欧州への回帰」を実現する歴史的な画期となるという説明は繰り返し示されたにも拘らず，国民各層が体制転換期に幾多の試行錯誤を経験・体験し，様々な教訓を得てきたという点については，教義・教説に照らしてその意義を明らかにするという「作業」を経ることなく，EU加盟を「善きこと」につまり，国民各層を導く正しい道として無批判的に位置づけていた。そして，こうした姿勢は，体制転換の完了間近の段階ではなく，開始早々の段階において「政教条約」¹⁾を締結（1993年6月24日締結）した結果として，体制転換過程を通じて顕在化した様々な矛盾，不備，問題点への分析と評価を回避し続けてきたカトリック教会の基本姿勢を浮き彫りにすることとなった。

この点に関連しては，2000年5月26日，ローマ・カトリック教会がポーランド・カトリック教会との間で「ポーランドのローマ・カトリック教会とポーランド・カトリック教会との協力関係に関する協定」を締結したという問題についても，ポーランド・カトリック教会の創設に係わる政治的，社会的な事由と背景，ポーランド・カトリック教会の社会主義時代の政権党との「忘れない関係」（ゲレメク），さらには，教義・教説に見られる両教会の異同点，といった幾つかの重要な問題について，ローマ・カトリック教会は，十分な検証や再検討を行うことなく，ポーランド・カトリック教会との協力関係に関して，これをEU加盟交渉での重要な項目の1つである信教の自由の保障，少数信徒（約8万人）の権利の擁護という大義名分の下に（またしても無批判的に）「黙認」する結果となった。しかし，実際には，第2次大戦以降「不幸な緊張関係」（ユーゼフ・グレンプ枢機卿・首座大司教）が続いていたポーランド・カトリック教会との協力（あるいは，統合）へ向けての協議は，教会統合の象徴であった教皇ヨハネ・パウロ2世が存命のうちであったからこそ，強い批判を受けることもなく実現の運びとなったとの声（聖職者や一般信徒の間で）多く聞かれた。「政教条約」の本文を見れば明らかのように，体制転換過程におけるローマ・カトリック教会の基本姿勢やあり方を見直し，再検討しようとする場合，ポーランドでは政教条約の適用対象範囲を宗教組織と宗教教育という2つの分野に限定しながら，実際には，社会主義体制からの速やかな脱却＝「脱社会主義」という性格を有する政策選択を教会の最高指導部が肯定することによって，体制転換が「政教条約」の枠組みの中で進められることを保証していた，という事実を忘れてはならない。

I. 高位聖職者を対象とした2つの「告発」

高位聖職者を対象とした2つの「告発」は、EU加盟後数年のうちに表面化した2つの出来事を発端としている。

第1の「告発」は、ポーランド司教会議（Konferencja Episkopatu Polski）と国家記憶院IPNが共同で設置した教会歴史委員会KKH（Kościelna Komisja Historyczna、活動期：2006年10月18日～2007年6月27日）が、2007年1月2日、プウォツク司教区長スタニスワフ・ヴォイチェフ・ヴィエルグス（Stanislaw Wojciech Wielgus）司教²⁾が社会主義時代に内務省安全局SBの「自覚的で秘密裏」の協力者であったことを示す文書が多数発見されたとの調査結果を発表したことに端を発している。こうした事態を受けて、2007年1月7日、ヴィエルグス司教は、ワルシャワ大司教区長就任ミサでの説教の中で、ワルシャワ大司教区長への就任を自ら辞退する意思を表明した。

第2の「告発」は、日刊紙『ジェチポスポリタ（Rzeczpospolita）』が、2008年8月14日、グニェズノ大司教区長ヘンリック・ムシンスキー（Henryk Musyński）大司教³⁾が「1985年～1989年にかけて内務省安全局SBの協力者として登録されていただけでなく、SB当局者に幾度か情報を伝えていた」との国家記憶院の調査結果を報道したことに端を発している。こうした事態を受けて、ムシンスキー大司教に関して、ポーランド首座大司教ユーゼフ・グレンプ⁴⁾（Józef Glemp、枢機卿）の後任として適格か否かの声が国民各層から沸き起こっていた最中の2009年12月19日、ムシンスキー大司教のポーランド首座大司教への就任が司教会議から発表されたため、これ以降、国民各層からより厳しい声が巻き起こることとなった。この結果、ムシンスキー大司教は、僅か5ヶ月という短い在任期間でポーランド首座大司教を自ら辞任せざるをえなくなった（2010年5月8日辞任承認）。

これら2つの「告発」に関しては、いずれも国家記憶院による調査結果がその根拠として示されていることから、こうした「告発」について検討を加える場合、本来であれば、国家記憶院による調査活動のあり方とその意義が先行して問われなければならないが⁵⁾、本稿では、カトリック教会の聖職者や一般信徒の間で、こうした2つの「告発」がどのように受けとめられたのかという点に焦点を当てながら、その意味合いを整理することとする。

これら2つの「告発」に関する聖職者や一般信徒の受けとめ方を整理すると、幾つかの異同点を見出すことができる。

聖職者や一般信徒の受けとめ方として共通している点としては、第1に、これらの「告発」が、ワルシャワ大司教区長、ポーランド首座大司教というポーランドのローマ・カトリック教会にとって最重要の高位聖職者ポストへの就任に際して設置された（司教会議と国家記憶院との）合同調査委員会の調査結果に基づいている、という点である。聖職者や一般信徒は、カトリック教会を代表する最重要の高位聖職者がこうした「告発」に晒されるという事態に直面して、過去の「浅からぬ関係」の存在を具体的な事例として再確認しただけでなく、こうした「関係」について、調査結果の公表に至るまで、教会指導層の間で自ら検証したり、見直したりという「作業」を本格的に進めてこなかった、という点をも改めて想起する結果となった。こうした事態は、

EU加盟という新たな時代を迎えて、教義・教説の「現代性」(グレンプ)を示そうとしていた教会の最高指導層にとって、どのように対応すべきか、つまり、どのように説明と返答を準備すべきかを俄かに判断しにくい問題であったため、最終的には、渦中の人物を後景に退けた上で、教会の指導層として「沈黙」を維持する以外に選択肢のない状況に陥らざるをえなかった。このため、聖職者や一般信徒の一部に、「告発」の内容についてだけでなく、「沈黙」の意味についても、様々な憶測や余談が広がった。

第2の共通点とは、これら2つの「告発」が教会幹部の参加した国家記憶院との合同調査委員会による調査結果に基づいていたため、こうした調査結果を受けて司教会議の下に設置された調査委員会の活動とその結果がどのようなものとなるのかが注目されたが、最終的には、司教会議の下に設置された調査委員会が合同調査委員会の調査結果を再確認する「リトマス試験紙」の役割を果たす結果となってしまった、という点である。このため、司教会議が進めなければならなかった、合同調査委員会の有する史料の分析の視座とその手法、分析結果の読み取り方などを独自で検証するという過程が省かれることとなり、検証という名の下に行われた作業が、史料が真実であるか否かという点のみに絞られるという結果となってしまった。

第3の共通点とは、ヴィエルグス司教にしても、ムシンスキー大司教にしても、それぞれが公開の席で自らの意思を表明し、ワルシャワ大司教区長、ポーランド首座大司教という教会行政上の最高指導職位を辞任するという事態を招いた結果、聖職者と一般信徒の間に、教会行政上の最高指導職位に関して、これまで教会幹部が繰り返し「説明」してきた神の意思と計画に基づく行政職位への選任⁶⁾という部分が少なからず傷つく結果となってしまった、という点である。司教叙階ではなく、行政職位からの辞任という形態であろうと、また、直接的であろうと、間接的であろうと、辞任の理由として調査結果とその影響を受け入れたという点は「赦しの教え」としてのローマ・カトリック教会の教義・教説に少なからず禍根を残す結果となった。

他方、これら2つの「告発」に関して、聖職者と一般信徒の間で異なる対応・反応が見られた点を整理すると、第1に、前者のヴィエルグス司教に対しては、同司教が「自覚的に秘密裏に」安全局SBへの協力者であったとの「告発」が行われたが、他方、後者のムシンスキー大司教に対しては、「国家安全局SBの協力者として登録されていただけでなく、SB当局者に幾度か情報を伝えていた」との「告発」が行われた、という調査結果の異同に係わる点である。これは、同じく安全局SBへの協力者であっても、協力者であったことについて「自覚的」であったのか否かを見極めた上で「告発」の内容を検討すべきとの見解を反映したものである。実際に、聖職者や一般信徒の間では、ムシンスキー大司教のそれまでの司牧活動と「発言」の善良さや真剣さを指摘しながら「赦す」姿勢を示した者も多く見られた。そして、こうした一部の聖職者や一般信徒の姿勢に対しても、教会指導層は、何らの対応を示さないばかりか、ただ「沈黙」の姿勢のみを維持することに終始してしまった。

第2に、これら2つの「告発」に直面した教会指導層の「沈黙」の姿勢を見て、教会指導層の内部において、社会主義時代における「浅からぬ関係」の問題について、これまで検証作業を進めてこなかったことに対する厳しい批判が浴びせられたが、こうした批判を展開する中で、旧

「連帯」労組側とヤルゼルスキ政権側との「接点」に立っていたムシンスキー大司教の貢献や功績⁷⁾を強調する者が次々と現れた、という点である。そして、こうした聖職者や一般信徒の間では、「政教条約」の締結が体制転換の開始から僅か3年後に実現したことの背景には、社会主義時代における教会側と政権側との緊密な協議があったからこそとの指摘がなされ、ムシンスキー大司教に対しては、「赦す」姿勢から一歩進めて社会主義時代における「必要悪」としての行動として理解すべきであるという声が多く見られた。

このように、聖職者や一般信徒の間に見られた受けとめ方には、これら2つの「告発」を機に、社会主義時代におけるローマ・カトリック教会及び教会指導層の行動や「発言」について、これを全面的に、あるいは多くの部分で否定的に受けとめようとする「声」は少なかった。むしろ、聖職者や一般信徒の間では、一部に否定的、批判的な言動は見られたものの、これら2つの「告発」の対象となった行動に関しては、ポーランドにおいてこそ固有のものであり、ポーランドにおいてこそ非常に明瞭にその実相を見せた社会主義政権とローマ・カトリック教会との「関係」に由来し、その「結果」として生じた現象であるとの「声」が多くを占めることとなった。そして、そうであるからこそ、これら2つの「告発」は、体制転換過程に入っても社会主義時代における政教関係を見直し再検討する作業を教会指導層が推し進める発端・契機とはならなかった、と断言せざるをえない。

II. EU加盟10周年と教皇ヨハネ・パウロ2世の聖人叙階を迎えるカトリック教会の基本姿勢

前教皇ベネディクト16世（在位：2005年4月25日～2013年2月28日教皇離任）は、教皇パウロ6世による社会回勅『ポプロールム・プログレシオ（邦訳『諸民族の発展』）』（1967年3月26日発布）、教皇ヨハネ・パウロ2世による2つの社会回勅『ソリティチュード・レイ・ソシアリス（邦訳『真の開発とは一人間不在の開発から人間尊重の発展へ』）』（1987年12月30日発布）と『ツェンテシムス・アヌス（邦訳『新しい課題—教会と社会の百年をふりかえって』）』（1991年5月1日発布）という「市場、国家、市民社会」の発展に係わる3つの社会回勅を踏まえて、2009年6月29日、社会回勅『真理に根ざした愛（カリタス・イン・ヴェリテ）』を発布した⁸⁾。前教皇は、「2008年世界経済・金融危機」が先進国・新興国の別なく地球規模で多大な悪影響を及ぼしている状況について、これを「市場と企業のグローバリゼーション」という「人間の意思とは独立した、特定することが難しい人間不在の原動力や構造に起因する……（中略）……社会経済の過程として理解するだけでは十分ではなく」……（中略）……「国境の消滅が、単なる物理的な事実ではなく、その原因においても、結果においても、文化的な出来事である」という点に留意すれば、「2008年世界経済・金融危機」という一連の出来事は「人間を向上させる連帯という目標へグローバリゼーションを導く、グローバリゼーションの根底にある人間的、倫理的な精神が、個人主義的、功利主義的な性格を有する欲望、願望に圧倒され、抑圧された結果」であると説いている。その上で、前教皇は、グローバリゼーションについて、「その性質上、これは善いもので

も、悪いものでもない。それは、人間が創り上げるものであり、それ以上のものでも、それ以下のものでもない」と説明し、グローバリゼーションという地球規模での現実について「グローバリゼーションの過程は、適切に理解され、適切に導かれると、地球規模で富を広範囲に再分配する前例のない好機となる」と断言している。グローバリゼーションという現実から生み出される成果を地球規模で富を再分配し、行き渡らせることが重要であるという意味で、「グローバリゼーションの過程は……（中略）……その性格上、社会的で、人間的、倫理的な内容を有するものでなければならない」と述べている。こうした「発言」は、社会回勅の中で初めてグローバリゼーションという現実の中に「肯定的に評価すべき」ものを見出した論議として注目されている。

一方、前教皇は、「2008年世界経済・金融危機」の根本的な要因としてグローバリゼーションという現実が生み出す悪影響を指摘し、「避けるべきことは、事業の長期的な持続性、実体経済への貢献への配慮もなく、さらには、発展を希求している国々や地域における（投資と熟練・技能の獲得を目指す一家本挿入）一層の努力を前進させようとの取り組みへの配慮もなく、短期的な利益を求めようとする資金の投機的な利用」であることを明言している。その上で、前教皇は、グローバリゼーションという現実の中で、「普遍的な価値を有する労働と専門知識」に裏打ちされた「投資と熟練・技能の輸出によって恩恵を受ける国々や地域が……（中略）……安定した発展にとって不可欠な要素である強固な生産機構、社会機構を構築しようとする努力を支援する」ことこそが、「過程としてのグローバリゼーションの真理とその基本的な倫理基準を実現する道」となることを強調している。こうした「発言」は、巨大な経済圏として発展を目指す国々や地域に対して、「その性質上、善いものでも、悪いものでもない」グローバリゼーションの過程を「人間を向上させる連帯という目標へ導く」必要性を強調するものであり、これまでその全てが「悪いもの」、あるいは悪影響を及ぼすものと見なされ、否定的に断じてこられたグローバリゼーションについて、その現実の「真理とその基本的な倫理基準を実現する」ためには、何を目指し、どのような道を辿るべきかを示したものとして注目されることとなった。

加えて、こうした「発言」は、とくに欧州地域のローマ・カトリック教会に対して、経済圏として世界最大規模に成長した欧州連合EUについて、また、欧州地域での「市場と企業」の行動を方向づけているグローバリゼーションの現実について、これを「人間を向上させる連帯という目標」の現実に向けてどのように貢献しうるものとするのかという問題に対して重要な糸口を与えることとなった。このため、2010年以降、ローマ聖座だけでなく、EU加盟各国のローマ・カトリック教会は、欧州経済圏における「共同善、補完性、連帯性」の実現という教皇ヨハネ・パウロ2世が強調した社会倫理の3大原理を再び繰り返し強調するようになった⁹⁾。その際、「繁栄のための形態が世界的な規模で拡大することが、自己中心的、保護主義的、そして私的な利害に向けられた計画や構想によって妨げられるべきではなく……（中略）……新興国や発展途上国の関与によって、今日の危機をうまく管理することができるような」グローバリゼーションの過程を目指すべきであり、そのような「グローバリゼーションの過程は、適切に理解され、導かれれば、世界的な規模で富を広範囲に再分配する前例のない好機となる」点が強調されるようになった。そして、こうした「前例のない好機」となりうるグローバリゼーションの過程について、前教皇

は、「民族間及び民族内部に新たな亀裂を生じさせるような機能不全—その一部は深刻な機能不全となっている—を改善し、富の再分配が、貧困の再分配あるいは増加という形で実現しないように保証しなければならない」と述べ、グローバリゼーションの過程が有する「人間的、倫理的な基準を発展させる」可能性の具体化を強調している。

ポーランドにおいても、EU加盟以降におけるローマ・カトリック教会の活動や「発言」のあり方を再検討する際には、前教皇の基本姿勢について、これを教皇ヨハネ・パウロ2世のそれを引き継ぐものと判断して、そのまま踏襲されることとなった¹⁰⁾。とくに、長年にわたって聖職者や一般信徒を巻き込んで論争的となってきた宗教教育、(脳死、臓器移植、遺伝子操作、中絶・墮胎など)生命倫理、(同性婚、離婚など)生活・家庭倫理といった問題については、「グローバリゼーションの過程は社会経済の過程として理解されてはいるが、それが唯一の様相ではない」という点を再度指摘した上で、「グローバリゼーションの真理とその基本的な倫理基準である人類という家族の一体性の発展と『善なるもの』への発展という2つの基準に基づけば」、上述した問題群は、いずれも「超越したものへ開かれた世界的な規模での統合を目指す人間を基盤として共同体を志向する社会にとっては、厳しく管理され、統治されるべき」であると断じている。そして、「人間の連帯という事実は、われわれにとって利益あるものではあるが、その一方で、義務も課すものでもある」との教皇パウロ6世の言葉を引用して、ポーランド司教会議は、その基本姿勢として、上述した問題について、現代社会において「厳しく管理し、統治すべき」ものと考えたと述べている。しかし、こうした主張は、一部の聖職者や一般信徒からは厳しい反論・反発を受けることとなり、その結果、教会指導層の見解・姿勢への具体的な反発の「印」として、社会主義時代の政権党と教会指導層との「浅からぬ関係」という旧くて新しいテーマが再び取り上げられることとなった¹¹⁾。このことは、逆説的に言えば、現在の教会指導層の見解が教皇ヨハネ・パウロ2世時代のそれと変わらず、教皇ヨハネ・パウロ2世の教説と「発言」を無批判的に受け入れている、という点を国民各層に思い起こさせる結果となった。この意味では、教会指導層への反論・反発の「代替措置」として社会主義時代の「浅からぬ関係」をテーマとした批判や反発を持ち出す動きを押し止めようとするのであれば、現在の教会指導層は、教皇ヨハネ・パウロ2世の教説と「発言」について、これをEU加盟10周年と教皇ヨハネ・パウロ2世の聖人叙階という新たな社会状況の下で根本的に再検討し、再評価する姿勢を明示する必要があるだろう。

このように、ポーランドでは、EU加盟以降のローマ・カトリック教会の活動と「発言」のあり方を再検討する一連の論議を整理すると、以下の3つの点にまとめることができる。

第1は、教会のEU加盟支持の姿勢や「発言」には、誤りはなく、しかも、加盟に向けての国民合意の実現にとって効果的なものであった、という論議である。こうした論議は、高位聖職者から一般信徒に至るまで多くの人々が支持・共有し、そこでは、EU加盟は、ポーランドの国家、社会、国民各層のいずれにとっても、共同善と補完性原理を最大限実現し得る出来事として全面的に肯定されている¹²⁾。

第2は、教会の活動や行動のあり方について、これをEU加盟前と加盟後という2つの時期を峻別した上で、とくに加盟後におけるあり方について、教会が、国民各層の現代史教育と歴史認

識、宗教教育、生活・家庭倫理などにおいて、教皇ヨハネ・パウロ2世と前教皇の教説が示す特定の方向を具体的に示す活動と行動を積極的に進めてきた、という点を肯定的な評価する論議である。これは、EU加盟によってヒト、モノ、カネ、情報の移動が大幅に自由化され、EU加盟各国との産業・貿易・金融関係が不可逆的に、急速に深化していった中で、教皇ヨハネ・パウロ2世時代に国民各層が繰り返し体験してきたローマ・カトリック世界でのポーランド教会の存在を誇示するかのように声高に提唱されてきた論議である。そして、こうした論議は、大統領選挙、国会議員選挙、ワルシャワ市、クラクフ市など特別市の首長選挙といった政治の舞台にまで持ち込まれている。

第3は、とくにEU加盟後に急増したヒトの国外移動—2014年3月末時点での短期・長期の国外居住者は約260万人と推計される—という新たな状況に直面して、EU加盟後における教会の活動や行動が、こうした国外流出民の司牧活動、信仰生活、宗教教育などにおいて有効な措置を講じることができなかった、という批判論議である。これは、「国際カリタス」など特定のカトリック系組織を除いて）国外流出民を対象とした教会堂の建設、司祭・修道女の派遣、さらには、信仰生活や宗教教育への組織的、継続的な支援が難しかった、という事実を反映した批判論議であった（但し、アイルランド、アイスランドの一部地域については、支援活動が盛んであったとの声も見られる）。こうした批判論議は、EU加盟後に顕著に見られた国外へのヒトの大量移動という新たな状況について、ポーランドの教会指導層が、これを現実の社会経済問題としてのみ取り上げ、社会倫理上、宣教活動上の問題としては取り上げてこなかった点を指摘した上で、共同善と補完性原理を最大限実現し得るものと位置づけられていた欧州の統合と深化の動きについて、ポーランドの教会指導層がそれに関する社会倫理上の認識を国民各層に提示することに「失敗」した結果であると断じている。加えて、こうした批判論議は、欧州の統合と深化に関する社会倫理上の認識を国民各層に明示することができなかったからこそ、教会指導層は、一般信徒の大量流出という出来事を「一時的なもの、経過的なもの」（日刊紙『ジェチポスポリタ』2007年10月17日）としてのみ認識し、組織的で持続的な支援措置を講じることが行わなかったと論じている。

以上のように、EU加盟に関するローマ・カトリック教会の基本姿勢に関しては、聖職者においても、一般信徒においても、EU加盟を肯定的に評価し、EU加盟時代を新たな状況として受け止める声が圧倒的に多いものの、社会倫理上の様々な問題群について、それがEU加盟時代という新たな状況下でどのように変容・変貌して国民各層の眼前に現れ、認識されるようになったのか、という点については、不問に処されたまま、EU加盟10周年を迎えようとしている。否むしろ、不問に処されたままというよりも、検討対象として取り上げることを敢えて避けてきた上で、教皇ヨハネ・パウロ2世時代以来の社会教説を今も踏襲し、それに合致する側面のみを取り上げていると言っても過言ではないように思われる。この意味では、EU加盟時代という新たな状況についての社会倫理認識に対しては、ポーランドでは、教皇ヨハネ・パウロ2世時代の社会教説が今もいかに大きな影響を及ぼしているのかという点が、皮肉なことではあるが、加盟後10周年と教皇ヨハネ・パウロ2世の聖人叙階という節目の時代を迎えてむしろ浮き彫りになっている

と言えよう。

最後に、EU加盟後10周年と教皇ヨハネ・パウロ2世の聖人叙階という節目の年を迎えて、ポーランドの教会指導層が現在深刻な危機感を抱いている問題について言及する。それは、体制転換後20年余を経て、急速に進む聖職者の高齢化問題である。振り返って見て、社会主義時代には、1980年代においてすら、平均して毎年1,100人～1,300人を超えるポーランド人司祭叙階件数を記録していたが、2010年代に入って、その数は平均して毎年120人～140人に激減している。また、これに対応して、司教、司祭、助祭という（男性）聖職者の平均年齢は1989年の40.7歳から2013年の66.2歳へと急速に高くなっている（日刊紙『ガゼタ・ヴィボルチャ（Gazeta Wyborcza）』2014年2月15・16日）。しかも、65歳以上の聖職者の割合は、聖職者全体の3分の2強（2013年79.3%）に達している。実際に、129人（2013年末）を数える司教・大司教を見ても、その大半が65歳を超えており、75歳の教区長定年年齢を超えている司教、大司教も8名（2013年末）を数えている¹³⁾。こうした聖職者の高齢化問題は、言うまでもなく「社会と歩む教会」（教皇ヨハネ・パウロ2世）の行動力や活力といったものに対して何らかのマイナスの影響を及ぼす可能性を有しているが、このこと以上に重要と思われる点は、EU加盟後10周年を経る時期になっても、社会主義時代の政権党と教会指導層との「浅からぬ関係」の見直しの対象となりうる高位聖職者が教会指導層の中に今も多数存在している、ということである。教義・教説の「刷新と継続」（教皇ヨハネ・パウロ2世）をますます進めていかなければならない教会指導層にとって、また、教会行政の場において現代社会の複雑な諸問題に真正面から対処していかなければならない教会指導層にとって、これは、それを頓挫させるリスクを内に秘める現実であり、この意味では、早急な解決策が求められるべき現実である。

こうした点を考慮に入れれば、ポーランドの教会指導層がこれまで一貫して消極的な姿勢をとり、時には否定的な姿勢さえ示してきた（青年層・壮年層の）外国人聖職者の導入という問題を真剣に検討すべき時期に来ているように思われる。一般信徒の国外流出問題への支援の取り組みでは、不十分な対処を指摘されてきたポーランドの教会指導層は、2010年代に入って、まことに皮肉なことではあるが、外国人聖職者の大量流入問題について教会全体として真摯な議論を始める必要性に迫られている。

注

- 1) 「政教条約」の本文と内容に関しては、家本博一（1994年）「1993年政教条約 一宗教組織と宗教教育に関するポーランド共和国とバチカン市国の国家条約」、南山大学社会倫理研究所編『社会倫理研究』第3号（カトリック大阪大司教区編『声』1994年11月号）に掲載を参照されたい。
- 2) プウォツク司教在任：1999年8月1日～2006年12月5日、ワルシャワ大司教在任：2006年12月6日～2007年1月7日。その後、前教皇ベネディクト16世は、2007年3月3日、後任のワルシャワ大司教として大司教・枢機卿カジミェシュ・ニーツ（Kazimierz Nycz）を任命した（着座：2007年4月1日）。ヴィエルグス司教に関する報道記事の一部を抄訳すると、「ヴィエルグス氏は、秘密警察については、あしざまに述べながらも、過去に協力したことがあることを認めた。……（中略）……こうした事態を受け、教

EU加盟10年を迎えたポーランドのローマ・カトリック教会

会は、司教45人で構成される非公開の緊急会合を開催し、対応策を協議した。この結果、出席者は全員、過去に秘密警察に関与したことがあるかどうかの調査を受け入れることを表明した。……(中略)……教会はまた、現在同教会に所属する133人全員の司教についても調査を行うため、全体会合を開催すると述べた。開催時期については、3月中にも正式に発表するとしている。同時に、司教らが教会に残留できるかどうかについては、最終的には、パチカンの判断に委ねると語っている。

- 3) グニェズノ大司教在任：1992年4月3日～2010年5月8日、ポーランド首座大司教在任：2009年12月19日～2010年5月8日。前教皇ベネディクト16世は、2010年5月8日、ムシンスキーのグニェズノ大司教及びポーランド首座大司教からの退任を認めた上で、同日、大司教・枢機卿ユーゼフ・コヴァルチク(Józef Kowalczyk)をグニェズノ大司教及びポーランド首座大司教に任命した(着座:2010年6月26日)。
- 4) グニェズノ大司教在任：1981年7月7日～1992年4月3日、ポーランド首座大司教在任：1981年7月7日～2009年12月18日。
- 5) これに関しては、小森田秋夫(2012)「ポーランドにおける『過去の清算』の一断面—2007年の憲法法院『浄化』判決をめぐる—」、『早稲田法学』第87巻第2号, pp. 127～208を参照されたい。
- 6) 言うまでもなく、実際には、司教への叙階に際しては、被選司教へ経て司教叙階ミサが行われることは聖職者も、一般信徒も熟知しているが、こうした叙階手続きの基礎には、父なる神の意思と計画が働いていることは、これまで繰り返し「説明」されてきたことであり、このことも、聖職者や一般信徒であれば、熟知しているところである。
- 7) これに関しては、Peter Raina, *Troska o internowanych: Interwencje Abp. Dabrowskiego u gen. Kiszcza* 1982-1989, Wydawnictwo von borowiecky, Warszawa 1999を参照されたい。とくに、同書の5頁～46頁にかけて、ブロニスワフ・ドンブロフスキ(Bronisław Dąbrowski)大司教、ムシンスキー司教(当時)という2人のカトリック教会側の代表が、チェスワフ・キシチャク(Czesław Kiszcza)国防相、統一労働者党書記・国家評議会評議員カジミェシュ・バルチコフスキ(Kazimierz Barczkowski)、国務相(宗教問題担当)イェジー・クベルスキ(Jerzy Kóberski)という3人のヤルゼルスキ政権側の代表との間で(定期・不定期)協議を繰り返していた内容がまとめて記されている。
- 8) 邦訳は、マイケル・シーゲル訳(2011年)『回勅 真理に根ざした愛』、カトリック中央協議会として刊行されている。なお、本稿では、文章の意味と前後関係をより明示するため、同回勅の英語版に基づいて日本語版とは異なる邦訳を行う箇所が幾つかあることをお断りしておく。
- 9) これに関しては、本稿では、紙幅の関係で詳細に内容を紹介することはしないが、前教皇ベネディクト16世が2010年以降公表している一連の(自然・社会)回勅、使徒的書簡、教令なども参照されたい。
- 10) これに関しても、本稿では、紙幅の関係で詳細に内容を紹介することはしないが、ポーランド司教協議会<http://www.episkopat.pl/>の「書簡」(Polecamy)の欄を参照されたい。なお、前教皇の存在や「発言」に対しては、それが、教皇ヨハネ・パウロ2世の存在と「発言」との連続性、継続性を示唆したり、暗示したりするものである限り、ポーランドの聖職者と一般信徒は、その多くが前教皇の存在と「発言」に好意的な評価を下さしていることが(例えば、世論調査結果、現教皇と前教皇に係わる書籍・雑誌の刊行頻度、新聞の特集記事の取り上げ方などを見れば)わかる。
- 11) ワルシャワ発AFP電は、2007年1月13日、「ポーランドのカトリック教会は、12日、現在同教会がかつてない危機に直面していると語り、教会に所属する全ての司教に対して旧共産政権下における秘密警察への関与の有無を確認するよう求めた」と伝えた【ワルシャワ/ポーランドAFP】。
- 12) これに関しては、山田秀(2006年)「共同善と補完性原理—伝統的自然法論の立場から」、南山大学社会倫理研究所編『社会と倫理』第20号, pp. 95～126を参照されたい。
- 13) ポーランド首座大司教ユーゼフ・グレンプ枢機卿が首座大司教職を辞した年齢は80歳であった。

参考文献・サイト

Hołownia, Szymon (2007), “Gorzkie żale”, *Newsweek Polska*, 2007/4/1. p. 26

Porter-Szűcs, Brain (2011), *Faith and Fatherland: Catholicism, Modernity and Poland*, Oxford University Press.

Holy See (ローマ聖座) http://www.vatican.va/phome_en.htm

Konferencja Episkopatu Polski (ポーランド司教協議会) <http://www.episkopat.pl/>

家本博一 (2006) 「ポーランド人教皇の在位された26年間」, ユーラシア研究所編『ロシア・ユーラシア経済調査資料』通巻883号 (2006年1月号), pp. 14～23。

家本博一 (2013) 「EU加盟10年を迎えるポーランドのローマ・カトリック教会—高位聖職者に係わる『告発』に始まる一連の『見直し』論議—」, ユーラシア研究所編『ロシア・ユーラシア経済調査資料』通巻966号 (2013年2月号), pp. 19～30。